

教育資金の一括贈与に係る贈与税非課税措置について

Q 平成25年度税制改正で「直系尊属から教育資金の一括贈与を受けた場合の贈与税の非課税」特例が創設されたと聞きましたがその内容について教えてください。

A 現行制度では、扶養義務者間で必要の都度支払われる教育資金は贈与税非課税であるが、教育については多額の資金が必要であり、「一括贈与」のニーズも高い。そこで高齢者世代の保有資産を若い世代への移転を促し、子供の教育資金の早期確保を進め、経済の活性化につなげるために創設されたのが「教育資金の一括贈与に係る贈与税非課税措置」です。

【概要】

平成25年4月1日から平成27年12月31日までの間に個人(=受贈者・30歳未満の方に限ります)が教育資金に充てるため、

- ①その直系尊属と信託会社との間の教育資金管理契約に基づき信託の受益権を取得した場合
- ②その直系尊属からの書面による贈与により取得した金銭を教育資金管理契約に基づき銀行等の営業所等に預入した場合
- ③その直系尊属からの書面による贈与により取得した金銭を教育資金管理契約に基づき証券会社の営業所等において有価証券を購入した場合

これら①②③のいずれかの方法により受贈者が取得した信託受益権や金銭等のうち1,500万円まで贈与税が非課税となります。(右記④)の学校等以外の者に支払われるものは500万円までが限度である。)

*直系尊属とは例えば受贈者の父母、祖父母及び曾祖父母をいいます。

- この非課税制度の適用を受けるためには受贈者が「教育資金非課税申告書」を上記の金融機関等の営業所等を経由して信託や預入などをする日までに受贈者の納税地の所轄税務署長に提出しなければなりません。
- 教育資金の支払いを行った場合には、その領収書等を金融機関等の営業所等に提出する必要があります。
- 金融機関等と結んだ教育資金管理契約は、受贈者が30歳になった場合や、受贈者が死亡した場合などに終了することになります。受贈者が30歳までに達する日までに、教育資金の支払いに充てられなかった金額については、贈与税の課税対象となります。ただし受贈者が死亡したことで教育資金管理契約が終了した場合は、教育資金の支払いに充てられなかった金額についても、贈与税の課税対象にはなりません。
- 相続開始前3年以内の贈与であっても、教育資金贈与の1,500万円の非課税特例を適用した金額は相続税の課税価格に算入されません。またこの特例の1500万円の非課税額とは別に、相続精算課税や暦年課税の非課税枠を活用できます。

【教育資金の範囲】

教育資金とは次に掲げる金銭等をいうこととされています。

- (イ)学校等(学校教育法上の幼稚園、小学校、中学校、高校、大学、大学院、専修学校、各種学校や保育所、認定こども園など)に対して直接支払われる入学金、授業料、入学試験の検定料、施設設備費、教育充実費、学用品の購入費、修学旅行・遠足費、給食費など
- (ロ)学校等以外の者に、教育に関する役務の提供として直接支払われるもので以下のような費用が対象となります。(社会通念上相当と認められるもの)

•下の①～④の教育活動の指導の対価として支払う費用(月謝、謝礼、入会金など)や施設使用料

•下の①～④の活動で使用する物品の費用でその指導を行う者を通じて購入するもの

- ①学習(学習塾・家庭教師、そろばんなど)
- ②スポーツ(スイミングスクール、野球チームでの指導など)
- ③文化芸術活動(ピアノの個人指導、絵画教室、バレエ教室など)
- ④教養の向上のための活動(習字、茶道など)

*上記(ロ) 学校等以外の者に支払われる金銭等については非課税枠500万円までが限度となります。

このコーナーは、税理士、公認会計士によって構成される税務実務家の研究グループが担当しています。このコーナーに関するご質問は、下記の事務局までお願いいたします。

- 税理士・公認会計士** 香本 明彦・谷口 貢
- 税理士**
- 植田 順・堀口 裕弘・木戸 義人・森川 敏行・松井 克行
 - 萩 恒夫・萩原 政宏・岡本 弘之・今西 正二・徳山 智子
 - 縄田 浩昭・中川 秀夫・埜崎 静子・新見 和也・古瀬英美子

伏研会事務局
 京都市伏見区桃山町養齊19-14 植田順税理士事務所内
 TEL:075-604-3160 FAX:075-605-0185

Gallery Stand

ギャラリースタンド

育ちつつある若年ゴルファーの芽を摘むな もっと知らせよう、ゴルフの楽しさ、面白さを!

現在、日本の総人口は約1億2800万人。そのうち、ゴルファーは約920万人と言われている。人口の約7.2%に当たるが、それでもバブル期に比べて4割減といささか淋しい数字となっている。年間の総プレー人口は約9150万人、年間のプレー回数は99回と月1回に満たない。月イチゴルファーという呼び名が懐かしく思い出される状況だが、悲観的な数値だけを見ていても仕方がない。ゴルフ市場活性化委員会の調べによると、毎年100万人近いニューゴルファーが誕生しているという。しかもそのうちの約7割が20代、30代の若年層ゴルファー。このまま育ってくればゴルフ界の未来は明るい、残念なことにはその半数が3年以内にゴルフ離れをきたしているのが実状だ。コースデビューして2年以内に「1-15」が切れないければ難しさを感じあきらめてしまうという傾向にある。



そこで各ゴルフ団体は、これらの後継世代に何とかゴルフの楽しさをもっと知ってもらい、続けてもらいたいとさまざまな仕掛けを行っている。題して「100切りプロジェクト」や「アンダー39応援プラン」。婚活ならぬゴルフ婚企画など若年ゴルファーの心を何とか掴み取るためのプロモーション展開に必死だ。また、お洒落をコンセプトにしたアパレルメーカーとのタイアップ企画、ファミリーで参加でき

る親子コンペ、カップル・夫婦で参加できるペアマッチなどイベントも多彩だ。2015年問題で団塊世代のゴルフルニアが浮上しているが、後継世代のゴルファー育成、活性化は避けて通れない命題だ。せつかくゴルフを始めたのに、休眠率5割といわれる若年層ゴルファー。ゴルフの本当の楽しさ、面白さを教えられずには壁をクリアした熟年ゴルファー達だ。「私をゴルフに連れてって」ではないが、若者たちを育てるためには、ゴルフルニアリアしている場合ではないですよ!! と言っ声がきこえてきそつだ。

トピックス

プロアマ戦の意義を 再び問うLPGA 欠場なら本戦には出場できない

日本女子プロゴルフ協会(LPGA)は2月にLPGAトーナメント規則を改定した。その中で注目したいのがプロアマ戦欠場なら本戦出場不可という条項だ。これまで体調不良などの理由でプロアマを欠場しても本線への出場が認められていたが、今年度からはプロアマ戦欠場なら特別措置(海外ツアーの旅費など)はあるものの、本戦出場は全て不可となった。

主催者側からすれば、プロアマ戦は本戦と同等の重要な価値を持つ競技会。それを軽視するのはおかしいとの声もあがっていた。一般アマチュアがこれをどう解釈するかは議論の分かれるところ。

因みに、プロアマ戦前夜祭欠席1回3万円、2回5万円、3回7万円、4回10万円という累進罰金が科せられると規定された。プロはグリーン上だけが舞台ではない。若手の台頭が著しいが、プロ意識は受け継がれているのだろうか。華やかな活躍の陰で問題は残されている。意識改革は歴史から見れば、いささか遅咲きの感がある。